

ID: 218

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	料金、手数料等の軽減又は免除		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町上水道給水条例 第36条		
<b>例規番号</b>	平成10年条例第13号		
<b>【基準】</b>			
第36条及び村田町上水道給水条例施行規程第25条の規定による。 (料金、手数料等の軽減又は免除)			
第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。			
(料金等の軽減又は免除)			
第25条 条例第36条の規定により軽減し、又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。			
(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金			
(2) 不可抗力による漏水に起因する料金			
(3) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの			
2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、「水道事業納付金減免申請書」(様式第14号)の提出をもって行う。			
3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日